

令和 7 年第 1 回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和 7 年 1 月 1 4 日（火）

午後 1 時 3 0 分開会

開催日時	令和 7 年 1 月 1 4 日	開会 閉会	1 時 3 0 分 2 時 4 5 分	
場 所	第二庁舎 8 階 8 0 1 会議室			
出席委員	教 育 長	大熊 雅士	委 員	佐島 規
	教育長職務 代理者	浅野 智彦	委 員	穂坂 英明
	委 員	小山田佳代		
欠席委員				
説明のため出席した者の職氏名	生涯学習部長	梅原啓太郎	生涯学習課長	三浦 真
	庶務課長	鈴木 功	図書館長	内田 雄介
	指導室長	平田 勇治	公民館長	渡邊 健介
	統括指導主事	田村 忍		
	指導主事	向井隆一郎		
	指導主事	高久かおり	庶務課庶務係長	小平 文洋
傍聴者 人 数	1 名			

日程	議 題	
第 1		会議録署名委員の指名
第 2	議 案 第 1 号	小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び令和 7 年度教育施策について
第 3	議 案 第 2 号	小金井市いじめ防止基本方針の一部改定について
第 4	議 案 第 3 号	令和 7 年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択（追加分）について
第 5	報 告 事 項	1 令和 6 年第 4 回小金井市議会定例会について
		2 その他
		3 今後の日程
第 6	代 処 第 1 号	職員の退職に関する代理処理について
第 7	代 処 第 2 号	職員の分限処分に関する代理処理について
第 8	代 処 第 3 号	職員の退職に関する代理処理について
第 9	代 処 第 4 号	職員の退職に関する代理処理について
第 1 0	代 処 第 5 号	職員の分限処分に関する代理処理について
第 1 1	代 処 第 6 号	職員の退職に関する代理処理について
第 1 2	代 処 第 7 号	職員の分限処分に関する代理処理について

開会 午後１時３０分

大熊教育長 時間になりました。ただいまから令和７年第１回小金井市教育委員会定例会を開会いたします。新年明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

日程の第１、会議録署名委員の指名についてです。

本日の会議録署名委員は、小山田委員と佐島委員にお願いいたします。

(委員一同異議なく、上記２名が選出された。)

大熊教育長 次に、日程の第２、議案第１号、小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び令和７年度教育施策についてを議題といたします。

提案理由について説明をお願いいたします。

鈴木庶務課長 では、提案理由について御説明いたします。小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び令和７年度教育施策を定めるため、本案を提出するものでございます。細部につきましては、それぞれ担当から御説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

それでは、まず別紙１、小金井市教育委員会の教育目標ですが、この教育目標は令和５年２月１４日に改正し、別紙２、基本方針は平成３１年２月１２日に改正しており、現時点では教育目標及び基本方針の改定の段階には至っていないことにより変更はございません。

次に別紙３、令和７年度教育施策につきましては、令和６年度教育施策に対しての改正部分を議案第１号資料１の教育施策新旧対照表に基づき、学校教育部関係と生涯学習部関係で順次説明をさせていただきます。

平田指導室長 それでは、学校教育部関係の指導室に関する変更点について御説明いたします。新旧対照表の１ページを御覧ください。項番１の（１）のイ「いじめ防止対策推進条例の周知と運用」についてです。（ア）に、令和７年「小金井市いじめ防止基本方針」の改定に基づいた「学校いじめ防止基本方針」を策定し、組織的ないじめ防止対策が図ら

れるように学校に指導・助言を行うことを追加しております。今年度の小金井市いじめ防止基本方針の改定に合わせて明記いたしました。

続けて、項番１の（２）、ア「いじめ・不登校に関する対策」についてです。新旧対照表ですと２ページになります。（イ）に、「不登校支援コーディネーターを中心とした組織的対応を推進するとともに」という文言を追加しております。現在小・中学校の不登校支援コーディネーターを指名し、組織的対応を一層充実していくことから明記いたしました。

次は、項番２の（１）ウ「国際社会を生きるための語学指導の充実」についてです。（ア）に、「小学校において体験型英語学習施設における体験活動を実施する」という文言を追加しております。体験型英語学習施設での学習を計画的に実施していくことから明記いたしました。

続けて項番２の（２）「特別な支援を必要とする児童・生徒の教育の充実」についてです。ア及び（イ）において、「（仮称）教育支援センター」の名称に「小金井市」を追加しております。基本構想の中で、「小金井市教育支援センター」と名称が書かれておりますので、それに合わせて変更いたしました。

続けて、項番２の（２）イ「特別支援教育の推進」についてです。新旧対照表の３ページを御覧ください。（ウ）に「校内委員会を活用した組織的な支援体制」を追加しております。特別支援教育を推進するためには、組織的な支援体制による取組が非常に効果的であることから明記いたしました。

次に、項番３の（１）ア「個を伸ばす授業改善と学力向上」についてです。（イ）に「児童・生徒主体の」という文言を追加しております。児童・生徒の主体性というものをより注視していくことから明記いたしました。

続けて、項番３の（１）イ「未来を創る力を育むＩＣＴ活用の推進」についてです。（イ）に「時間を確保するとともに学習活動の充実を図る」と文言を追加しております。ＩＣＴの効果的活用の結果、課題発見、解決学習や体験学習を行う時間をしっかりと確保することを意識づけることから明記いたしました。

次に、項番３の（３）のア「コミュニティ・スクールの推進」についてです。（ア）に「熟議の充実を図り」という文言を追加してお

ります。コミュニティ・スクールを推進していくためには、学校運営協議会による熟議の充実が非常に重要なポイントであることから明記いたしました。

最後に、項番３の（３）のウ「通学路の安全確保」について、新旧対照表の４ページを御覧ください。（ウ）に「行政、警察、学校及びＰＴＡ」、表記を修正しております。

指導室に関する変更点は以上になります。

三浦生涯
学習課長

続きまして、生涯学習部関係について御説明をいたします。

新旧対照表４ページ、４番の『生涯学習』と『文化・スポーツの振興』でございますが、いずれの箇所も文言の整理とさせていただきます。

私からは以上でございます。

鈴木庶務課長

令和７年度教育施策における昨年度教育施策との変更箇所につきましては以上となります。なお、議案第１号資料２の小金井市の教育スローガンについては、今回変更はございません。

説明は以上でございます。

大熊教育長

それでは、今事務局の説明が終わりましたが、ここで私より発言をさせていただきたいと思います。

今回の議案では、教育目標と基本方針について改定を行っておりませんが、教育目標については令和元年度、基本方針については平成３０年度に改定して以来、内容に係る大きな改定は行ってきておりません。しかしながら、社会ではデジタル化の進展のほか、感染症の拡大、国際情勢の不安定化等、子供たちの育つ環境は今大きく変化してきております。こうした予想困難な時代というより、このままいってしまうと将来が暗いと言ってもいいくらいの時代となってしまう中ですが、子供たちは柔軟に対応しながら、自分らしく生きていくことが必要だと考えます。そのときに、子供たち同士が主体的に学び合い、多様性を尊重し、創造力豊かに未来を切り開いていける学びを教育現場で支えていくことが必要であると考えております。

昨年の途中から、本市の教育振興計画である教育プランの次期計画策定に着手しており、令和７年度にかけて計画策定を行ってまい

ります。同じく次期生涯学習計画についても、令和7年度に策定する予定です。こうしたタイミングもあり、教育目標及び基本方針について、見直しをしていきたいと考えております。

検討の方法については、まず事務局で素案を策定し、その後、教育委員会で協議し、御議決いただこうと考えております。というわけで、新しい改定に向けて、大幅な改定をするのはそのときと考えたいと思いますので、今回は文言の修正にとどまらせていただいたというところであります。

それから、何点か付け足したいと思っているところの理由について話をしたいと思いますが、いじめ防止のことに関してはそのとおりですが、不登校に関して、不登校支援コーディネーターを中心とした組織的対応を推進するということで、不登校支援コーディネーターについてしっかりと文言として明記いたしました。実は今、不登校対策委員会という、不登校支援コーディネーターの人たちに全校から集まってもらって、それぞれの不登校対策について情報交換をする会議を今年度から持つようになりました。そういうことから、不登校支援コーディネーターが中心的な役割を担っていただくということがありまして、この言葉が追加されました。

もう一つは、小学校において体験型英語学習施設というのが多摩地域に新しくできまして、これまで2年連続、小学校は5年生全員が体験しており、その使用料については教育委員会の予算で負担しております。これも継続していきたいので、教育施策の文言としてしっかりと入れさせていただいたという経緯はあります。

ほかにも何か、ご意見がありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

佐島委員

ありがとうございました。新旧対照表を見せていただいて、改めて気がついたことが2点ほどあるのでお話ししたいと思います。

1点目は、いじめ、不登校の対応として、特別支援教育の対応の部分、特別支援教育の推進の部分においても、「組織的な」という言葉が全て入っているのですよね。学校のほうで、組織的にそういう問題に対応していくことが非常に大切なので、その部分を押さえていただいているのは大変ありがたいと思いました。

もう1点は、読んでいて分からないというか、内容的にダブリがあるかなと思ったのが、新旧対照表の1ページ目の「いじめ防止対

策推進条例の周知と運用」という部分です。『『小金井市いじめ防止対策推進条例』に基づき、小金井市及び学校が『いじめ防止基本方針』を策定する」と書いてあって、それに重ねて、「令和7年『小金井市いじめ防止基本方針』の改定に基づいた」云々かんぬんと書いてあるのですが、この上段のいじめ防止基本方針というのと小金井市いじめ防止基本方針、その次の行の学校いじめ防止基本方針というのは同じものなのかなと思うのです。ここで、令和7年に小金井市のいじめ防止基本方針が改定されるのに伴ってこの文章を加えたのだと思いますが、特に下線部のところの「令和7年『小金井市いじめ防止基本方針』の改定に基づいた『学校いじめ防止基本方針』を策定し」、この学校いじめ防止基本方針を策定するのは学校なのですが、その次の文章は、「組織的ないじめ防止対策が図られるよう学校に指導・助言を行い」というふうに、ここは教育委員会が主語になっているような形です。ここが分かりにくい文章になっているかなと思うので、例えば「令和7年『小金井市いじめ防止基本方針』の改定に基づき、各学校において組織的ないじめ防止対策が図られるよう指導・助言を行うとともに、各学校では学校いじめ防止基本方針を策定し、組織的な対応を行う」とか、そういうように主語を整理されるとより分かりやすくなるのかなと思いました。

大熊教育長 確かにそのとおりのかなと思うのですが、指導室長はどう思いますか。

平田指導室長 主語、述語の関係についてですので、再度見直したいと思います。

大熊教育長 分かりました。ということで、委員の皆さん、ほかの方もその点、よろしいでしょうか。主語、述語の関係をもう一回見直してほしいということです、よろしくお願いします。ほかにございますか。

小山田委員 新旧対照表等を作成いただき、ありがとうございます。新旧対照表の3ページで「信頼される学校づくりの推進」というところで、最後の(3)の「コミュニティ・スクールの推進」で、「熟議の充実を図り」という文言を入れていただいたということは、かなり具体的な内容が入っているので分かりやすくなったと思います。重要なことだと思うのでありがたいと思いました。

そもそも、今、小金井市は全小・中学校がコミュニティ・スクールになりましたので、大幅な改定は来年度ということは最初に教育長から伺ってはいるのですが、基本方針の中にもコミュニティ・スクールという、その言葉を入れていただきたいという思いがございます。例えばですが、基本方針の3の『信頼される学校づくり』と『確かな学力』の確立」の中の最後から3行ぐらいのところで、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めるとともに、ここに「コミュニティ・スクールを基盤として、保護者や地域に信頼される魅力ある学校づくりを目指した学校経営を支援する」という趣旨の内容を入れるということです。

何か一言、コミュニティ・スクールという言葉を入れていただくと、教育施策の内容、整合性が図れるのかなと思いました。

また、もう1点ですが、基本方針の5ページの(3)で、「信頼される学校づくりの推進」の、アの(イ)、こちらで地域学校協働本部というのが出てくるのですが、「地域学校協働本部とともに教育活動を支援する人材の確保に努め、児童・生徒の放課後の充実を図り、地域全体で児童・生徒を育てていく環境を構築する」とあります。ここが「放課後の充実を図り」のみの記載になっております。

あともう1か所、生涯学習分野のほうにも出てきますが、7ページの(2)の「地域とともにつくる生涯学習」の中にも、アのところで2行目辺りから、『地域学校協働活動』に取り組み、子どもたちの放課後の居場所づくりの充実に向け」と記載されております。

「放課後の居場所づくりの充実」も非常に重要なことですが、文部科学省の資料を見てみると、地域学校協働活動というのは、放課後の居場所づくりのみならず、3つありまして、「放課後等の学習支援や体験活動」、あとは「授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動補助などの学校における活動」、3つ目に「地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事に参画など、地域を活性化させる活動」などの実施とあります。そういうこともありまして、放課後のことだけしか入っていないと放課後のことだけでいいのかと、読んだ方が思われますので、今後のコミュニティ・スクールの充実というところでいきますと、是非、放課後以外の2つの点についても、何か言葉を入れていただけたらなと思いました。

大熊教育長

いかがですか。その点、どうですか。

浅野教育長 職務代理者 私も小山田委員の言うこと、もっともだと思いました。少し今は狭く捉え過ぎているのかもしれませんが。

大熊教育長 そうですね。各コミュニティ・スクールは、そういうことも含めて取り組んでいると思いますね。そういう意味では、今、様々な活動を支援していくためにも、しっかり文言として残しておくことが各学校も取り組みやすくなるのではないかと思います。

しかしながら、すぐに文言を明記できるかを判断するのが難しいので、一度事務局でも検討した方が良いかと思いますが、よろしいですかね。

教育委員会としては、実際にそういう活動も行ってきておりますので、これからさらに発展させていくためにも、文言をいれる時期は検討させていただきますが、入れていくという方向性は、よろしいでしょうかね。

浅野教育長 職務代理者 そうしていただけるとありがたいです。その際、確認ですが、ここから先の変更に関わってくるは、5ページの（3）の「信頼される学校づくりの推進」のアの（ア）（イ）のところにとどまるのか、それとも生涯学習分野も含めて、7ページの（2）のアの項目も変更の対象に入ってくるのか。

大熊教育長 その辺、どうしましょう。

小山田委員 もし変更していただけるのであれば、生涯学習も放課後だけではなく、学校活動に参画することで同様の学びにもつながると思いますので、同じような文言で変更していただけたらと思います。

大熊教育長 文言修正に関しては、教育長、私に一任させていただくということで進めたいと思いますが、その方向で今の意見は受けたいと思います。

ほかにございますか。

穂坂委員 教育施策の4ページ、3番の大きいイですね。「未来を造る力を育むICT活用の推進」というところの（エ）、ここに「健康面への影

響等について配慮する」と書かれている部分があるのですが、これを新旧対照表の３ページ、項番３のイの（イ）のところに、多少この健康面というのを入れていただけるといいのかなと、読んでいて思いました。目や視力のことなのですが、せっかくこっちに書いてあったので、どうでしょうか。それも御配慮いただければ。

大熊教育長 分かりました。その辺の調整もしっかりしたいと思います。よろしいですか。ほかにございますか。

浅野教育長 確認ですが、給食の無償化を進めるという方向に今あるのかなと
職務代理者 と思うのですが、食育のところで給食には触れられているのですが、これは教育という観点からは、別の話だからここには含まれていないということになりますでしょうか。

つまり、ごく簡単な質問で、教育のことと行政のことって仮に分けたとすると、それは行政のことなので、教育目標とか施策には入れなくていいという、そういう判断で何も触れられてないということだと思いますよね。

鈴木庶務課長 本日、学務課長及び学校教育部長がおりませんので明確にはお答えできません。恐らくそういう考え方で間違っていないと思います。

浅野教育長 その場合、法律に基づく今年度の点検・評価が９月頃にあります
職務代理者 よね。あのときに給食を無償化したという話はどのような形で入ってくるのでしょうか。何も評価対象にはならないということなのですか。肝腎なお二人がいらっしゃらないときに、面倒な質問をしまいましてすみませんが、何も評価されないとなるともったいないというのがまず気持ちとしてはあって、ただ、ここに入れるかという、確かに行政上の問題なので教育とは言いにくいかなということもあります。かといってどこでも触れないというのもどうなのかなという気持ちがあったものですから質問させていただきました。もし何か分かることがありましたら、後でまた教えていただければと思います。よろしくお願いします。

大熊教育長 今の件に関しては、いわゆる教育施策の内容ということではなくて、これから進むべき教育委員会の方向性として、それを文言に残

すか残さないかということに関してはしっかり精査して、次の教育委員会のところでしっかり述べたいと思いますので預からせていただく。預からせていただきますけど、これは教育施策として預からせていただく。この文言整理として預からせていただくのではなくて、教育委員会のこれまでの方針はどうするのかということに関して預からせていただくということによろしいですか。

浅野教育長
職務代理者

はい。お願いいたします。

大熊教育長

ほかにございますか。

それでは、以上で質疑を終了したいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第1号、小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び令和7年度教育施策については、この時点では可決することとし、委員からの意見に基づく修正については教育長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、御異議ありませんか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長

異議なしと認めます。本案は可決することとし、最後の修正については、私、教育長に御一任いただくことと決定いたしました。先ほどの3点については、しっかり精査して提案させていただきます。よろしいですね。今の視点をしっかり踏まえて改定をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程の第3、議案第2号、小金井市いじめ防止基本方針の一部改定についてを議題といたします。

提案理由について説明をお願いいたします。

平田指導室長

提案理由について御説明いたします。本件につきましては、小金井市いじめ防止基本方針について、小金井市いじめ防止対策推進条例を踏まえたものに改定する必要があるため、本案を提出するものであります。小金井市いじめ防止基本方針の改定についての細部についての説明をいたします。

小金井市いじめ防止基本方針の改定の内容については、令和6年

8月27日開催の第9回小金井市教育委員会定例会にて報告させていただきましたので、その後に行ったパブリックコメントやいじめ問題対策委員会委員からの意見について説明させていただきます。

まず、小金井市いじめ防止基本方針改定に向けたパブリックコメントについてです。いじめ防止基本方針改定に向けて、令和6年9月10日火曜日から令和6年10月15日火曜日までの1か月間、パブリックコメントの募集を行いました。期間中は、市の公共施設にて方針案の配布を行いました。また、ホームページでも、基本方針改定案を公開して意見等の募集を行いました。募集期間中に1件の応募がありました。その内容は、基本方針改定案に直接関係するものではなく、パブリックコメントの要件を満たしていないことから、本件に関する市民からの御意見は結果的に0件ということになりました。

次に、令和6年11月26日に行われましたいじめ問題対策委員会についてです。いじめ問題対策委員会では、今回のパブリックコメントの結果を報告した後、委員から基本方針改定案についての御意見をいただきました。基本方針改定案については、文言等、このままの文章でよいとの御意見をいただいたところでございます。

そのほかの意見といたしましては、小金井市いじめ防止基本方針をより実効性の高いものとするために、教員の意識向上や保護者への周知、学校と家庭や地域、学校一体となったいじめ防止の取組の推進、また、重大事態など万が一のときを考えたシミュレーションの実施、さらにはSNSによるいじめの防止など、広い視点から御意見をいただきました。いただいた意見については、いじめ防止の取組をより一層充実させるために今後活用していこうと考えております。

説明は以上になります。どうぞよろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

大熊教育長

事務局の説明が終わりました。何か質問、御意見はございますか。
どうぞ。

浅野教育長
職務代理者

質問や意見ではないですけれども、これで条例との整合性がきちんと取れるようになったという、こういう理解でよろしいのです

よね。

平田指導室長 はい。

浅野教育長 それは大変ありがたいことだなと思います。
職務代理者

大熊教育長 何度も言いますけど、小金井のいじめ防止条例でも、策定がどちらかというが遅くなったというのもありました。被害者だけではなくて加害者のケアもしっかりとするという文言を入れたりということができたり、そういう点では、いじめ防止条例としては先進的な条例にはなっていると考えております。条例の改定を受けて、今回先につくられていた基本方針を改定したことになっておりますので、そういう意味では、最新のいじめ対策を盛り込んだ基本方針となっていると自負しているところでございます。よろしいですか。

小山田委員 新旧対照表の1ページから2ページにかけて、現行方針は「いじめのないまち小金井宣言」の宣言文が記載されているのですが、今回それがなしでも制定されたという、「宣言し」という1文にまとめられているのですが、実際の宣言文というのは、別の形で市民に提示するのでしょうか。

大熊教育長 その点ですけれども、実を言うと、今、各学校では、「いじめのないまち」というこの言葉で、いじめがあってはいけないという風潮を醸し出す可能性があって、常にいじめは早期に発見して早期に対応する、そういうことがこちらにも書いてあるのですけれども、そういう方向に大きくシフトしたかなと考えております。その点では、「いじめのないまち小金井宣言」と言われるものを改定しようと思ったのです。これはこれでいいものですが、これをいつまでもいつまでも引きずって、いじめがないことがいいことであるというのではなくて、子供の成長の段階においては様々な行き違い等があって、それをいち早く察して、よりよい人間関係を築いていくということができたらいいのではないかなと考えて、この宣言を受けない形で、基本方針の策定の意義をつくり上げたと御理解いただきたいと、そんなふうに思うところです。この宣言を無くしたわけではありませ

んし、各校長室に貼ってあったりもするのですが、ここに書いてあるとおり、とにかく早期発見早期対応をしていくことに全力を尽くしたい、そういう気持ちで改定をさせていただいたところがあります。この辺りの考えについてはいかがでしょうか。

無くしてはいないのですが、大きくは取り上げなくしたということとなります。

小山田委員 分かりました。

大熊教育長 校長会でも大体分かってきていただいている感じがして、いじめの認知件数はこれまでになく多くなっています。多くなっているのですが、継続している数はすごく少なくなっています。そういう良さもあると思っています。このことは、間違いありませんよね。

平田指導室長 はい。

大熊教育長 私もそう聞いております。よろしいでしょうか。

小山田委員 はい、分かりました。

大熊教育長 以上で質疑を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第2号、小金井市いじめ防止基本方針の一部改定については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 御異議なしと認めます。本件については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、日程の第4、議案第3号、令和7年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択（追加分）についてを議題といたします。

提案理由について説明をお願いします。

平田指導室長 提案理由について御説明いたします。本件につきましては、令和

7年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書について、文部科学省より供給ができない書籍がある旨の連絡があり、改めて採択する必要があるため本案を提出するものであります。市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号に基づき、令和6年8月27日の第9回教育委員会定例会において、令和7年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択を行ったところであります。

しかしながら、このたび、令和6年12月12日に、文部科学省初等中等教育局教科書課長より東京都教育委員会を通して、令和7年度における学校教育法附則第9条による一般図書の需要数の報告についての通知があり、本市で採択した東小学校ひまわり学級の教科書が1種類、品切れの理由により、その供給に応じられない旨の連絡があり、改めて採択する必要が生じました。このたび、お手元の資料のように、案として提出させていただきました。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

- | | |
|----------------|--|
| 大熊教育長 | 事務局の説明が終わりました。何か質問、御意見はございますか。 |
| 浅野教育長
職務代理者 | 昨年夏の採択のときにも絶版のことが懸念されていたのですが、今回は品切れということで、これはこの時期まで分からないものでしょうか。 |
| 田村統括
指導主事 | 毎年この時期に、書籍の供給不能図書一覧が送付されてきております。今回は、ひまわり学級における1種類が該当となってしまいました。8月に行いました採択の段階では、特別支援学校用一般図書掲載図書一覧に掲載されていた図書だったのですが、残念ながら、今回品切れのため供給できないという報告を受けたものです。 |
| 浅野教育長
職務代理者 | ありがとうございます。 |
| 小山田委員 | 東小学校では急な対応になったと思うのですが、学校のほうでは新たに調査研究などを行って選定をされたのでしょうか。 |
| 田村統括 | 東小学校におきましては、この通知を受けまして、学校長を委員 |

指導主事	長とした調査研究委員会で、児童の障害の種別、程度、能力、特性にふさわしい内容であるかの視点を基に、改めて調査研究を行いました。急な対応になってしまいましたが、適切に対応していただいたところです。
小山田委員	分かりました。ありがとうございます。
佐島委員	確認の意味で。前回の採択の中で、供給できなくなった一般図書の名称と、今回の一般図書を選定した理由を教えてください。
田村統括 指導主事	品切れのために供給できなくなった一般図書は、「さんすうだいすき（あそぶ・つくる・しらべる）小学校３年」という図書です。５年生の児童２名が使用する予定でした。今回提出いたしました一般図書は「中級編ジャンプアップさんすうⅡ」と「中級編ジャンプアップさんすうⅢ」となっております。今回の一般図書を使用する児童の学年は同じですが、それぞれの児童の学習状況に適した一般図書を選択したということで、今回改めてということで２冊となりました。 選定した理由といたしましては、生活に役立つ場面が問題として取り上げられていること、挿絵などを手だてとして視覚的にも分かりやすいこと、そして児童の習熟度に合っており、スモールステップで学ぶことができることなどが挙げられます。
佐島委員	ありがとうございました。
大熊教育長	ほかにごいませんか。
穂坂委員	今回新しく採択する一般図書ですが、問題なく４月に供給されるのは確実なのでしょうか。
田村統括 指導主事	先ほどの１２月１２日付けの通知とともに、文部科学省から送信された令和７年度用一般図書契約予定一覧というのがありまして、それと照らし合わせて図書の掲載を確認いたしました。新しく選出された一般図書については、４月に供給可能となっております。

穂坂委員 ありがとうございます。

大熊教育長 ということですが、最初から供給可能な一般図書契約予定表が出されればいいのにとのことですよね。文部科学省にお伝えください。

 その他御質問ございますか。先ほどの替わった図書の名前を見ても、今回しっかり調べていただいて、より子供に合った教科書を選んでいくということも分かりましたので、よりよい図書が選べたということではよかったかなと思う次第です。

 それでは、お諮りいたします。令和7年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択（追加分）については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

 （委員一同異議なしの声）

大熊教育長 異議なしと認めます。本案は原案どおり可決することにいたしました。

 次に、日程の第5、報告事項を議題といたします。順次担当から説明願います。

 初めに報告事項の1、令和6年度第4回小金井市議会定例会についてを報告願います。

鈴木庶務課長 では、令和6年第4回市議会定例会につきまして御報告いたします。報告事項1資料を御覧ください。質問内容等について記載してございます。今定例会では日曜議会が開催されましたことから、日曜議会用と残時間用に分けて記載をしております。なお、資料の配付をもちまして、内容について説明は省略させていただきます。

 一般質問ですが、学校教育部関係では報告事項1資料にあるとおり、日曜議会では4人の議員から、残時間では7人の議員から、生涯学習部関係では、日曜議会では2名の議員から、残時間では3名の議員から御質問をいただいたところでございます。

 このほかに、厚生文教委員会等におきまして教育に関する質疑もあったところです。

 以上で報告は終了させていただきますが、詳細につきましてはユーチューブで録画配信を行っております。会議録も間もなくホーム

ページにアップされると思いますので、後ほどそちらを御確認いただければと思います。

報告は以上になります。

大熊教育長 ただいまの報告に関して何か質問等ございますか。よろしいですか。

次に、報告事項の２、その他です。学校教育部から報告があれば発言願います。

鈴木庶務課長 特にございません。

大熊教育長 次に、生涯学習部から報告事項があれば発言願います。

梅原生涯
学習部長 昨日は、二十歳を祝う会、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございました。また、先月の名勝小金井桜の記念式典についても誠にありがとうございました。

生涯学習課から２件、図書館から１件報告させていただきます。

三浦生涯
学習課長 それでは、生涯学習課から２件、大きく報告させていただきます。
名勝小金井桜につきましては、大正１３年１２月に名勝に指定されて以降、１００年という節目の年を迎えるに当たりまして、市では名勝指定１００周年記念事業の開催に向けて準備を進めてきたところでございます。おかげさまをもちまして、昨年１２月８日に記念式典を開催いたしましたので、その概要について御報告を申し上げます。

当日は、宮地楽器ホールにおいて式典を挙行政たしまして、午前中は記念式典を、午後は「小金井桜フェス」と題しまして各種のイベントを実施したところでございます。午前中の記念式典では、衆参国会议員、都議会议員、市議会议員をはじめ、東京都市長会会長、東京都議長会会長のほか、玉川上水沿線の首長様、岩手県北上市長、茨城県桜川市長のほか多くの御来賓をお招きし、節目の年にふさわしい式典を挙行政することができました。

午後は、伝統芸能である関野町餅つき保存会による餅つきや、小金井文化協会にお力添えをいただきまして、市歌「光さす野辺」の市民コーラスやキッズダンスなどが披露されまして、大いに盛り上

がるイベントとなりました。当日、至らない点多々ございましたが、出席された皆様からはおおむね御好評の評価をいただいているものと考えてございます。この場をお借りいたしまして、記念式典及び記念イベントに御尽力いただきました全ての関係者の皆様に心から深く感謝を申し上げ、報告いたします。

2点目でございます。昨日行われました令和6年度二十歳を祝う会についてでございます。去る令和7年1月13日、昨日でございますが、小金井宮地楽器ホールで開催いたしまして、対象者は平成16年4月2日から同17年4月1日までに出生された1,246人、うち外国人登録71人でございます。偶然にも昨年と同数の二十歳の方が二十歳を迎えられました。出席につきましては、午前、午後合わせまして657人の方が出席され、出席率は52.7%となりまして、昨年度から2.1ポイントの微減傾向ではございますが、おおむね誤差の範囲ではないかと考えるところでございます。

式典につきましては、例年に倣い実行委員会方式を採用し、あらかじめ組織された6人の実行委員が中心となり、式典の企画運営を行わせていただきました。当日は午前中に小金井第一中学校、緑中学校の卒業生を中心に、午後は第二中学校、東中学校、南中学校の卒業生を中心に式典を実施いたしまして、記念式典のほか、貫井ばやしの演奏や、小金井にゆかりのある著名人からのビデオメッセージのほか、抽せん会等を行ったところでございます。教育委員の皆様をはじめ、多くの市議会議員の皆様にも御参列をいただき、大きな混乱もなく無事に終了することができました。この場をお借りいたしまして感謝申し上げたいと存じます。

私からは以上でございます。

内田図書館長 市立図書館の開館60周年記念について御報告いたします。小金井市立図書館は、昭和39年8月に第一小学校の一部に開館しております。それから今年で60周年を迎えました。また、貫井北分室に関しましては平成26年4月に開館しておりますが、こちらも10周年を迎えております。これを記念いたしまして、幾つかの催しを行っておりますので報告させていただきます。

まず、お手元にありますクリアファイルを作成させていただきました。クリアファイル、こちら側に本館と各分室のキャラクターを描いてありまして、「とりこ」というのが本館のキャラクターになり

ますけれども、現在こちら、本館で配布させていただいております。ぜひこの機会にお越しいただきまして、御活用いただければと思います。

また、ブックカバーを作成させていただきまして、こちらも本館において配布しております。こういう形で配布させていただいておりまして、絵柄を3パターンつくっております。こういう感じでぜひお使いいただければと思いますので、こちらも御来館いただいた際にはお持ちいただき御活用いただきたいと思います。

続きまして、8月から本館1階の閲覧席後方において、図書館の歩みを記した年表と開館当初からの写真パネルを随時入れ替えさせていただきまして、展示させていただいております。同じく8月には、貫井北分室のほうで周年記念のビブリオバトルを実施させていただいております。観覧者も多数いらっしやいまして、盛り上がっております。

続きまして、8月から9月にかけてですが、各館に投書箱を設置させていただきまして、御来館された方々に御自由に、未来に残したいお薦めの本、こういったものを御投函いただきました。この場をお借りして、御投函いただいた皆様に厚く御礼申し上げます。こちらに関しましては、開館60年の今日、小金井市立図書館を御利用になられる皆様がどのような書籍をどのようにお感じになり読まれているのか、その記録とさせていただくとともに、館内やホームページへの掲載等を通じ、市民の皆様に本との出会いの一助としていただくなど活用していきたいと考えております。ちなみに、2か月で87冊御投函していただいております。

最後に、来月以降になりますが、貫井北分室におきまして、建築家の前川國男氏に関する特集を予定しております。前川氏に関しましては、ル・コルビュジエの弟子に当たりまして、東京文化会館ですとか国立西洋美術館、国立国会図書館の設計にも関わっておられます。貫井北分室は前川建設設計事務所に設計していただいております御縁がありますので、10周年を記念して設計事務所に御協力いただき、実施するものです。ぜひ御来館ください。

報告は以上です。

大熊教育長

ただいまの報告に関して何か質問等ございますか。

小金井桜に関しては本当に盛大に式が出来上がりました。あと残

っているのは幾つもあるのですけれども、その中で一番大きいのが学校植樹となります。覚えていただきたいのは、今年10本植えるのですが、実は全部種類が違うということです。山桜としては一緒なのですけれども、種類が全部違うということは、小金井桜が名勝指定された理由にあります。小金井桜とは多様な山桜が1か所に植えられているところは全国でも珍しい、そういう意味で世界的に珍しいと言われている場所で、そういう意味で名勝指定を受けたわけです。それを受けて、各学校にも10本植えますが、全部違った種類を植えるということです。学校に行った折は、桜を1本1本見ていただいて、それが全部違うということを確認していただければと思います。そのような点をこだわりとして持っていますので、ぜひとも御覧いただきたいです。

また、しっかりと銘板がつきますので、銘板を見ていただきたいと思います。これに当たっては、ロータリークラブ、さくらロータリークラブ、ライオンズクラブ、国際ソロプチミスト東京ー小金井、青年会議所、いわゆる小金井市の奉仕5団体の皆さんに多大なる御支援をいただいたことをここで報告させていただきます。

それから、この100周年記念に際しては、実行委員の皆様方、今の皆様と一緒に、観光まちおこし協会、JA東京むさし、商工会の皆さんにも御協力いただきました。もちろんこれを全て支えていただいたのは小金井桜の方々と、小金井桜の方々がいなかったらこんなことはできなかったと思います。今は農業高校の生徒さんたちに後継樹種を育てていただいているということになります。一体となって今後も小金井桜の多様性をしっかり引き継いでまいりたいと考えているところです。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項の3、今後の日程についてですが、詳細については配付の資料等々になります。たくさんありますので、見ていただければと思います。日程については、何か御質問等ございますか。

なければ、次に、日程の第6から日程12までを議題とするところですが、本案は人事に関する事件で、小金井市教育委員会会議規則第10条第1項に規定する事件に該当するため非公開の会議が相当と判断いたしますが、委員の皆様、御異議はございませんでしょうか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長

全員異議なしと認め、秘密会を開会いたします。

準備のため休憩いたします。

傍聴人の方におかれましては席を外していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午後 2 時 3 0 分

再開 午後 2 時 4 5 分

大熊教育長

再開します。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、令和 7 年第 1 回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2 時 4 5 分